

## 新潟県立加茂高等学校 学校管理業務仕様書

学校管理業務の実施に当たっては、委託契約書に定めるほか、この仕様書の定めるところに従い、誠実に行うものとする。

- 1 学校管理従事者の待機場所  
業務のために席を離れる時以外は事務室に待機すること。
- 2 開扉・閉扉及び開口部の解錠・施錠
  - (1) 鍵の管理について
    - ア 校舎等の開扉・閉扉を行うため、学校管理従事者に次の鍵・カードを預けるものとする。
      - (ア) 正面玄関入口 各自1本
      - (イ) マスターキー 各自1本
      - (ウ) セコムカードキー 各自1本
      - (エ) 開扉・閉扉に必要な鍵一式（学校管理業務用机に保管）
    - イ 学校管理従事者は、預かった鍵・カードを常に厳重に管理すること。
    - ウ 万一鍵を紛失した場合は、直ちに事務長に連絡をすること。
  - (2) 機械警備のセット及び解除について
    - ア 校舎等は、原則として夜間は機械警備業者による機械警備を実施する。  
学校管理従事者は、登庁時はセットされている機械警備を解除して校内に入り、退庁時は機械警備をセットして退出する。
    - イ セットの方法及び解除の方法
      - (ア) セットする場合
        - ・ 警備システム機械のリセットボタンを押す。
        - ・ 警備システム機械にセコムカードキーを差し込み、ボタン1、チェックボタン、セコムボタンを押す。
      - (イ) 解除する場合
        - ・ 警備システム機械にセコムカードキーを差し込む。
  - (3) 平日及び別に予め指定する日午前（午前7時から午前8時30分まで）の場合
    - ア 開扉及び解錠等
      - (ア) 午前7時までに登庁し、正門のロープをはずし（ロープ設置期間に限る）、正面玄関の開扉を行う。
      - (イ) 機械警備のセットを解除する。
      - (ウ) 別添の校舎・敷地図に示された箇所の開扉を行う。また、校舎等（1階に限る）に付帯する窓等の開口部の異常の有無を確認する。
  - (4) 平日及び別に予め指定する日午後（午後5時から午後6時30分まで）の場合
    - ア 施錠及び閉扉
      - (ア) 午後5時までに登庁し、事務室で待機する。
      - (イ) 校舎等に付帯する窓等の開口部の施錠を行う。
      - (ウ) 午後6時15分に別添の校舎・敷地図に示された箇所の閉扉を行う。
      - (エ) 退出前に機械警備をセットをする。
      - (オ) 午後6時30分に正面玄関の閉扉を行い、正門のロープをかける（ロープ設置期間に限る）。

- (5) 土曜・日曜・休日の業務（4月から10月までは午前8時から午後6時まで、11月から3月までは午前8時30分から午後5時30分まで）

別添の校舎・敷地図に示された箇所の開扉・閉扉を行う。また、校舎等に付帯する窓等の開口部の施錠を行う。指定箇所以外の開扉・閉扉が必要な場合は、事務長（又は事務長が指定した職員）が予め書面等により学校管理従事者に連絡する。

### 3 各種機器の運転・確認

- (1) 登庁後、生徒・職員等の登庁前の実施する業務

ア 校長室及び事務室の電気ポットの電源を入れる。  
イ 夏期間は、冷房用発電機の運転開始操作を行う。  
ウ 冬期間は、校長室及び事務室の暖房機器の運転開始の操作を行う。

- (2) 生徒・職員の退庁後、退庁までの間に実施する業務

ア 校長室及び事務室の電気ポットの電源を切る。  
イ 別添の校舎・敷地図に記載されている範囲の照明器具の消灯を確認する。  
ウ 冬期間は、校長室及び事務室の暖房機器の運転停止の操作を行う。また、各部屋の暖房機器が運転停止になっていることを確認する。

- (3) 冷暖房機器の運転・確認に当たり、各機器の操作の具体的な方法は、学校管理業務用机に保管の「冷房（エアコン）用発電機の使用手順」、「ストーブ操作説明書」による。

### 4 文書の受領、学校業務の受信、外来者の応接及び関係職員への連絡

- (1) 文書の受領

ア 新聞受けに配達された新聞は、事務室の新聞入れに配架する。  
イ 学校管理従事者の登庁時に新聞受けに配達されている郵便物がある場合若しくは職員の不在時に郵便物及び宅配便の配達があった場合は、これを受け取り、開封せずに事務室内に置くこと。  
ウ 郵便物のうち重要なもの（現金書留等金庫に保管する必要があるもの）は、受け取らず、配達人に対して職員の勤務時間を伝え、再配達するように依頼する。

- (2) 電話等による学校業務の受信

ア 事務室において、電話等による学校への連絡事項を受信する。  
イ 生徒・保護者から欠席・遅刻の連絡があった場合、事務室に配置してある遅刻・欠席連絡票に記入し、教務室のクラスボックスに配付する。  
ウ 欠席・遅刻以外の連絡の場合、事務室に配置してあるメモ用紙等に記載し、事務室職員に渡す。  
エ 上記ウについて、宛先となる職員が既に登庁している場合、宛先となる職員に口頭で連絡することとしても差し支えない。

- (3) 外来者の応接

ア 来校する外来者は事務室窓口に立ち寄るように掲示等で案内をするので、受付をする。  
イ 来校する外来者が予め分かる場合、職員は書面等により外来者の応接の概要等を学校管理従事者に連絡する。学校管理従事者は、外来者の来校時に氏名（所属 等）及び来校の目的等を確認し、来校者名簿に記帳してもらうとともに、「入校 許可証」の名札を着用してもらい、待機を指示された部屋等をお知らせする。

ウ 職員から事前に連絡を受けていない来校者があった場合、氏名（所属等）及び来校の目的等を確認し、職員の勤務時間に改めて来校するよう丁重に伝えることを原則とする。

エ 緊急を要する来校者の場合等で、校内に通してもよいか学校管理従事者で判断が付かない場合は、事務室の職員（事務室が不在の場合は教務室）と連絡を取り、業務の引継を行う。なお、事務室及び職員室とも職員が不在の場合、事務長（又は事務長が指定した職員）に電話等により連絡を取り、業務の引継を行う。

## 5 校舎等の損壊等の応急措置及び関係機関・関係職員への連絡

### (1) 校舎等の応急措置

ア 火災警報装置のパネル表示で火災の表示がされた場合、現場に出向き状況を確認する。

イ 火災を発見したら、自身の身体の安全を確保した上で、消火を行うとともに延焼を防止するための応急措置を行う。

ウ 災害等が発生した場合、校舎等の周囲を周回し、校舎等の損壊の有無を確認する。

エ 損壊を発見した場合、自身の身体の安全を確保した上で、校舎等への風雨の吹き込みの防止や損壊の進行を防止するための応急措置を行う。

### (2) 関係機関・関係職員への連絡

ア 火災を確認した場合は、直ちに消防署に通報する。同時に別に定める職員緊急連絡網により、防火管理者に連絡する。

（※ 連絡網は学校管理業務用机に保管【取扱注意】）

イ 災害等により校舎等の損壊を発見した場合、事務長（又は事務長が指定した職員）に連絡する。

ウ その他の校舎等の異常（危険物の発見・異臭・異音及び著しい室内の散乱等）を確認した場合及びこの仕様書に定めのない判断しがたい事案が発生した場合は、事務長（又は事務長が指定した職員）に連絡を取り、業務の引継を行う。

## 6 管理日誌

(1) 学校管理従事者は、毎日業務終了後に管理日誌を記載し、事務長に提出すること。

(2) 管理日誌の書式は別添のとおりとし、必要事項を記載すること。